

進藤議長：それでは、ただいまから、第1回の公共事業評価専門委員会を開催いたします。開催にあたり、委員総数11名中8名が出席しておりますので、「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条第3項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。

本日の委員会は、事務局の要請もございまして15時30分終了を目途に進めさせていただきたいと思っております。それでは、次第に従いまして、会議を進めます。

最初に、「公共事業箇所評価に関する制度説明」を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局：それでは説明させていただきます。今日、机の上にお配りしております次第の資料、こちらに一連の資料がついておりますので、これをもとに説明させていただきます。その資料をご覧ください。

初めに、項番1番、評価制度の全体における位置づけについて概要を申し上げます。本県では平成10年度に政策評価制度を導入し、14年度にはこの制度を条例化した上で県政への基本システムとして運用しています。県の評価結果を審議する委員会として、秋田県政策評価委員会がありますが、専門性の高い公共事業と試験研究開発を目的とする事業についてそれぞれ公共事業評価専門委員会、研究評価専門委員会、この二つで調査・審議しています。この制度全体の体系図を同じ資料の5頁、こちらに別添資料1としてお示ししておりますので、後ほどご覧下さい。

次に、項番2の公共事業箇所評価の対象についてです。評価の対象として新規箇所、継続箇所、終了箇所の3つがあります。新規箇所評価は県が新たに実施をする公共事業で総事業費1億円以上の事業箇所が対象となります。本日、皆様に審議をお願いした16件は全てこの新規箇所評価になります。二つ目、継続箇所評価ですけれども、県が継続して実施している公共事業で、国庫補助事業と5億円以上の県単独事業の事業箇所が対象になります。実施年度は原則として国庫補助事業の所管省庁が定める再評価の実施年度を基本としております。その他、総事業費を3割以上増加させる必要が生じた年度、社会経済情勢等の急激な変化により見直しの必要が生じた年度には原則的なサイクルによらず、評価の対象とします。

次の2頁目をお開き下さい。終了箇所評価でございます。県が実施した公共事業のうち、総事業費が10億円以上の事業箇所が対象です。実施年度は事業が終了した日から2年経過した日の属する年度となります。項番3の公共事業評価専門委員会については、説明を省略させていただきます。

次に3頁目の項番4、評価の実施方法等についてです。ここで7頁をお開き下さい。別添資料の3にフロー図を添付しております。先程説明いたしました新規箇所、継続箇所、終了箇所のいずれもが当委員会における調査審議を経て当該事業の対応方針に反映されたり、同種の事業に反映させる仕組みとなっております。もう一度頁を戻っていただいて、4頁目をお開き下さい。5番、昨年度からの制度改正点についてご説明いたします。制度の改正というものは今回はございませんでしたが、昨年度まで公共事業の箇所評価における評価の観点として秋田21総合計画への貢献度等を用いてまいりました。しかし、今年度からは新たに、ふるさと秋田元気創造プランを策定しております。このため、既存の評価基準を変更し、所要の整理を行いました。評価の一例を記載しております。

進藤議長：ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、質問等はございませんか。また、何かありましたら、随時申し出て下さい。続いて、本委員会に知事から諮問がありました事項についての審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局：お手元に配布させていただいた文書の写しがあります。今、説明した資料の一番後ろに知事の諮問の写しを添付させていただいております。

諮問案件は16件で、農林水産部所管事業の新規箇所評価5件、建設交通部所管事業の新規箇所評価11件となっております。続いて、諮問に先だつて行われました新規箇所選定会議の結果について説明いたします。

新規箇所評価においては、県が新たに実施しようとする公共事業の必要性、また緊急性などを評価し、翌年度の事業着手について判断を行います。一次評価として、県において事業担当課長の評価を行った後、総

合政策課長が二次評価を実施、さらに財政課長の意見をつけてこの新規箇所選定会議に提出いたします。新規箇所選定会議は知事、副知事以下で構成されるもので、今年度は8月27日に開催されております。本日、委員会に諮問させていただいた新規箇所16件についての最終評価結果は全て選定となっております。選定会議の詳細については、建設交通部の評価概要一覧をご覧ください。資料のインデックス、箇所総括表の中に綴じてあるA3用紙、これが総括表になります。評価結果の欄に、今申し上げた総合政策課長、財政課長の意見が記載されております。この新規箇所選定会議を受け、お手元に配布させていただいた文書の写しのとおり、平成22年8月31日付けで知事から当委員会に諮問がなされております。

進藤議長：それでは、諮問のありました16件の事業について、調査・審議を行います。時間の都合上、県からの説明箇所は、お手元の資料のうち、農林水産部が5件のうち1件、建設交通部が11件の中から4件、従いまして合計16件のうち5件を抽出しての説明とさせていただきたいと思っております。それでは抽出にあたっての概要について、事務局の説明を求めます。

事務局：公共事業評価専門委員会における審議は、委員会の時間的制約がありますので、諮問箇所のうち、説明の必要が高い箇所を抽出した上で概要説明を行い、その後、全諮問箇所について質疑応答を行っております。概要説明に係る箇所の抽出における基本的な考え方としては、説明箇所が同一事業に偏ることのないよう事業メニューのバランスに配慮することとし、同一事業メニューに複数の諮問箇所がある場合は、総事業費の高い箇所やその他、委員の皆様への説明を要するものを抽出することとしております。なお、県の対応方針を中止で諮問する場合などは評価箇所による評価を行うこととしておりますが、今回は該当はございません。

進藤議長：ただいま説明がりましたが、当然のことながら委員の皆様からの質疑・意見交換は抽出箇所に限定せず、16件全てが対象になります。それでは農林水産部所管の5件について審議を行います。農山村振興課に説明をお願いいたします。

農山村振興課：農山村振興課長の保坂と申します。私からは農山村振興課が所管いたします新規箇所評価5地区についてご説明申し上げます。いずれの地区も圃場整備事業の一つであります農地集積加速化基盤整備事業でございます。

初めに、圃場整備事業についてご説明します。圃場整備事業とは一般的には小さく分散した不整形な農地を拡大し、合わせて用水路や排水路、農道などを総合的に整備するもので、事業の度合によりまして大型機械の導入も可能となり、農作業時間が短縮し生産コストの低減が図られます。また、排水対策の強化と相まって余剰労働力を活用した米以外の多様な農作物の栽培も可能となります。また、地域農業を支える担い手の育成、確保を図るため、これまでバラバラであった農地をそれぞれの形態へ、農地利用集積を促進しますが、このことは高齢化の進行による農地の耕作放棄などを防止する効果もあることから、食料自給率の向上には必要不可欠な事業です。今回、審議いただく事業は全て農地集積加速化基盤整備事業でございますが、その名前のとおり農地の集積を加速度的に推進する事業でございます。県内の今までに完了した圃場整備142地区でも農地の流動化によりまして、集積率が事業実施前は平均23%が事業後には58%と約2.5倍になっておりますが、今回の5地区につきましては事業完了後には法人を中心に最低でも70%、最高ではいまだかつてない100%の農地集積が実現することとなっております。圃場整備事業は農家自らの事業費の負担もあることから、事業への要望だけではなく地元の合意形成なくしてこの事業の実施は出来ません。そのため、事業要望が当方にあがってから事業を実施するまでには調査や合意形成のため3年以上といった相当な期間を設けております。これから大仙市太田町の東今泉地区を代表して説明いたしますが、この地区は実に10年もの歳月をかけて合意形成を図った地区でございます。なお、この東今泉地区は熟度が非常に高いということから、説明地区として選択させていただきました。それではお手数ですがインデックス農一新3の1頁目をお開き下さい。A3版でカラーですけれども、地域農業の発展を目指してと副題が付けられております。

地域の過疎高齢化、それに伴う農地の荒廃、さらには集落の存在に至るまでこの地域の集落座談会でこれまで何十回も議論を重ね、地元が結論を導き出しております。その一つ目は圃場整備事業による農地の効率的利用と集積化、農業機械などの共同利用によるコストの縮減を図ること。もう一つが資金融資も含めたメリットを最大限に活用できる農業生産法人を設立することです。この農業法人の設立につきましては、平成20年1月に大仙市長からの認定を受けまして、特定農業法人アグリフォー太田が設立されております。

次に評価にかかる具体の説明に入ります。お手数ですが6頁の位置図をご覧ください。この地区は一級河川窪堰川の南側に沿って広がる田園地帯でございます。東に県立公園、真木真昼溪谷を望み、西側には秋田県道11号角館六郷線、通称角六線が走ります。この地区の現況は昭和30年代に積寒事業、正式名称を積雪寒冷単作区画整理事業と言いますが、この事業によりまして概ね10a区画の現況の形となっております。しかし、排水不良や道路が狭いといったことが営農面での最大のネックとなっております。お手数でございますが、もう一度1頁のA3版カラー版にお戻り下さい。地区概要ですが受益面積は52.6haです。総事業費は7億4,000万円、区画整理、排水路、農道、暗渠排水等を一体に整備する計画としております。このペーパーの中央部、上の方の写真をご覧ください。地域の特徴①の一つ目にありますように、農業法人アグリフォー太田が受益面積の約91%を集積し、このアグリフォーのフォーですけれども、この4人が中心となって地域農業を守っていく計画となっております。次にこの写真の左右に図面を載せております。左側が現況の形態でございます。右が計画の経営形態でございます。左側の現況図におきまして、今少しだけある水色の部分が法人の経営する農地ですが、右側の計画図では地区の大部分を占めることとなります。現在は集積率21%、約11haが法人ですが事業後の平成28年には91%、約48haに集積され、近い将来には100%集積が可能となると考えております。次にこの地区があげる営農計画を地区の特徴、3以降に示しております。法人に農地を集積したスケールメリットを生かし、大型機械化による水稻と大豆、枝豆のブロックローテーションを実施し、枝豆などの大規模農家の産地化を目指します。近くの産直施設との連携や大豆の味噌加工販売、中高生の修学旅行での体験学習の受け入れなども今以上に取り組んでいくこととしております。こうした将来を見据えた営農計画や多角的経営の取り組みを評価の対象としております。

お手数ですが3頁目をお願いいたします。所管課の一次評価をご覧ください。隣の4頁の方には詳細な評価項目について記載しております。一次評価についてはそれぞれ満点が必要性10点、緊急性20点、有効性30点、効率性15点、熟度25点の5つの観点で構成され、合計が100点満点となります。5番目の熟度の事業推進体制では先程申し述べましたが法人を設立した4人を中心に10年程前から過疎高齢化の中で地域農業が維持出来るのかどうかという問題意識から我々行政の助けを借りないで自らがアンケート調査を実施したり、将来の営農構想などについて数多くの座談会を重ねており、その結果として75戸全ての方々が本事業に同意したことから、事業推進体制では満点、熟度全体でも25点満点中23点となっております。また4番目の効率性の事業費ですが、10a当たり事業費が140万7,000円と国が示している上限200万円の約7割となっております。また、費用対効果につきましても、農林サイドでの高い判断基準となります1.2より0.7高い1.9となっております。より少ないコストで大きな効果を上げるものと判断し、効率性全体では満点の15点となっております。

以上のことから判定欄に記載しておりますように、総合評価は100点満点中94点と、80点を超えていることから、判定は総合評価判定ランクIである優先度がかかなり高いとなります。なお、他の4地区におきましても87点~92点であり全てが総合評価判定ランクIの基準である80点を超えております。

以上、農山村振興課所管の新規事業についてご説明申し上げました。よろしくご審議下さるようお願いいたします。ありがとうございました。

進藤議長：ありがとうございました。ただ今、5件のうち1件についての、説明がありましたがこの箇所に限定せず諮問箇所5件全てについて何かご質問等ございませんか。あるいは意見をお願いいたします。

加賀谷委員：新規で5件ということですね。新規箇所について、様々なデータを元にして、様々な角度から評価しているわけですが、これはたくさんの中から選ばれた5件と言うことになる訳ですね。この5件がど

のくらいの中から選ばれたのか、その数値を教えてください。

農山村振興課：概ねの形ですが、地元から圃場整備事業をやりたいという地区が現在で40地区以上あります。今回の選んだ5地区というのはその中で最も高い、これは当たり前のことですけれども。圃場整備事業をやるにあたって、先程も申し上げましたけれども同意という形がないとなかなかコスト的にも安い工事は出来ません。例えば大きい田んぼの中に未同意の方がいらっしゃった時に水路関係をぐるっと回すと、コストも高くなります。なおかつ、そういう方々と同意の方々が、お互いの相互関係のいい形を整えていくこともありますので、それらを総合的に判断して今回5地区をあげさせていただきました。現在でもおそらく80点以上のところもあると思いますが、後々工事をやるにあたってスムーズにやるためには、なおかつ点数を高いところに絞って来てきたのが今回の5地区でございます。

加賀谷委員：点数では、5番目と6番目というのは非常に接近しているものなんですか。

農山村振興課：点数的に接近しているところもあります。ただ、先程私が申しました項番の4番と5番、特に5番の熟度関係について重視しております。持ってきた過程のもとにどのくらい地元の方と調整を図りながらやっていく、それから法人を設立し、営農関係もちゃんとやる、要するに絵に描いた餅にならないようにしていただくことを審査するためには5つの観点の中で、私達は熟度を一番重要と捉えております。

加賀谷委員：わかりました。

進藤議長：それでは、どうぞ。

嶋田委員：費用負担は、県、国、本人達と割合はどのくらいのものなんですか。

農山村振興課：今回の地区は全て中山間地区ということで過疎指定になっておりますことから、国が55%、県が27.5%、町・市町村が10%、農家が7.5%の負担になっております。

嶋田委員：以前、ちょっと問題になったかと思うんですが、圃場整備したところを大型店に売ってしまったということが新聞に出たような気がするんですが、秋田県でもあったように思います。防ぐ方法というのはどうなんでしょうか。

農山村振興課：農地転用のことでないかなと思うんです。一般的に農地法の縛りがあって、我々がやろうとしているのは有用な農用地という形でございます。一般的には公共事業関係の土地の転用でない限りは国からきつい縛りがつけられております。意味合いが違うかもしれませんが、耕作放棄がなくなるという話をしましたが、一方で高齢化に伴って手放す方も増えています。ただ、担い手に集めるという形をとった中に耕作放棄を行っているというのはほとんどないんです。秋田県の場合、現在約7,000ha弱の耕作放棄がありますが、日本で最も低い数値です。要するに、耕作放棄をせずにがんばっているというのが秋田県の特徴で、これだけ農地に愛着のある農業者の方々がいるんだなと私は考えを持っておりますので、特に先程言った用地の転用関係については我々もきつく農林政策全体としてそういうことのないように縛りをつけていきたいなと思っています。

中嶋委員：非常に基本的なことかも知れませんが、一般的に我々今まで圃場整備というのは米を作る田んぼ、これが専門という見方で捉えています。今回ここに挙がってきているのは、転作ということで、例えば米以外の農作物を作るといったときに、米専門に作る、要するに田んぼの圃場整備と転作を考えた場合の圃場整備というのはコスト的にどのくらいの違いがあるんですか。

農山村振興課：本当に今いい質問だと思って私も聞いていましたけれども、先程、現況の田んぼがどういう形で整備されたかということで積寒事業という話をしました。当時、昭和30年頃に整備した田んぼなのですが、それこそ積雪寒冷単作ということで殆どその時点では米だけに集中した田んぼだったと思います。現在、我々が圃場整備を考えているのは暗渠排水と申しましたけれども、米以外のものを、例えば大豆や野菜物する時には、地下の排水を落とさないと出来ません。そういうことから暗渠排水を入れながらその形で多少水路も深くなります。だいたい暗渠排水の単価が圃場整備の1/10ぐらいだと思いますので、一反歩15万円ぐらいだと思います。そういう意味では1割ぐらい高くなるはずですが、今後、中嶋さんお話になりましたけれども、この暗渠排水を使っての地下灌漑、今は暗渠排水として余分な水を出すという形から暗渠管を使って用水路としての地下の毛管現象、そういった地下からの用水の手当までを考えております。だとすると、一回暗渠排水でやったものが殆どコストかからないで灌漑までできますので、実施にあたってはもっと詰めていきたいと思っております。約1割と考えて下さい。

進藤議長：費用対効果や緊急性など色々あるわけですが、圃場整備を長年やってきて、秋田県では、過去完了のもの、現在進行形のもの、それからこれから新規に取りかかろうとしているものなどを入れると、進捗率は、アバウトで結構ですが、どのくらいのものか教えていただきたいと思っております。

農山村振興課：うちの担当から正確な数字をお話しさせていただきたいと思っております。

農山村振興課：現在、73%の整備率となっており、今後整備する必要のあるものが約2万haございます。

中嶋委員：すでに73%圃場整備をおやりになっているということですが、その中で、若い人たちへの世代交代が進んでいるものはどのくらいのウエイトがあるのでしょうか。それがある程度進んでいけば、圃場整備というのはこれからまだまだあると思うんです。その部分をやっていくには世代交代を訴えるにはちょっとポイントがずれているのではないかという気がします。

農山村振興課：正直申し上げて、代替わりがどのぐらいかというのは今のところ、掴まえておりません。ただ、私共の判断といたしまして、圃場整備というのは、例えば高齢化が始まって今後やれないと、そういう方々が地域の担い手の方々に最低限度お貸し出来るような状況を作って事業に参加すると、ということが殆どでございます。今の地区、先程申し上げました東今泉地区は、75軒農家がございます。最終的には4戸の農家の方々に任せするわけです。71戸の方々がこの4戸に任せて、この4戸の方々の法人が農作業の従業員としてお雇いするような形になります。そんな形も含めると、71戸の方々が4人になる、そう言った場合、数字が何歳かという計算がしにくい。ただ、7.5%のお金を払いながらも担い手に任せるという事業でもございますので、そこの辺り何とかご理解いただきたいなと思っております。

中嶋委員：わかりました。

進藤議長：営農を続けるための担い手育成の観点から区画整理を進めているということですから、黙っていても耕作放棄、あるいは全くの不毛の土地になってしまう可能性のあるものを早め早めにやる気のある若い人に土地を活用してもらおうということが、そもそもの主旨だと思います。

山口委員：圃場整備では、先程地元の方々が7.5%を負担するという話がありましたが、それはどういう負担の形になるのでしょうか。

農山村振興課：お金です。

山口委員：そうすると75戸の100%として、おそらく土地の面積で按分すると思いますが、平均すると1戸当たりいくらかの負担になるのか、だいたい結構ですので教えてください。

農山村振興課：一反歩当たり、先程事業費が一反歩140万円ぐらいかかる事業の7.5%、だいたい10万円くらいです。

山口委員：一反歩というのは10アール。これに対して国・県・市町村で払うのが92.5%。費用対効果で効率が良いと出ているんですが、農地は生産だけじゃないということは理解しているんですが、その75戸の所有者が100%集積したとして、事業費7.4億円ですから、その90数%を掛けるということですよ。75戸が耕作する農地に対して7億円近くを投資するということですよ。これは大変な額です。都市計画の区画整理でいうと公共の補助金は入ってくるんですが、当然減歩というやり方で地権者負担が原則です。農業側の政策というのは非常に手厚いというか、各戸に対して相当のお金が投資されるんだなあと思ったんです。このあたりの認識について、そもそも考え方はこういうふうに違うんですと、ちょっと教えてください。

農山村振興課：私が、農業関係の試算について、山口委員がお話になったような高いのか安いのかということへの即答は、なかなか難しいんですが、公共投資するにあたって、我々は費用対効果便益ということで今回の数字を捉えながら、どのぐらいの便益があるのかを出しているんですけども。

山口委員：便益はどこに吸収されていくんでしょうか。基本的には各農家に吸収されていくということと理解するんですが。

農山村振興課：農家だけではなく、それぞれの営農節減という形のもとに農家に便益として返される部分もありますし、食料の自給率的な形のもとについてみると国全体の話でもあります。営農節減という形であれば農家の方に入っていきます。営農節減とは何かというと、機械化されることによって農作業の時間が減少する便益効果です。

山口委員：それは公共還元ではなくて私的還元ですよ。その便益は、最終的には法人なり農家なりに再配分されていくわけですよ。税で回収できて良いとか、先程の自給率の問題とか、農地の多面的なことはよく分かるんです。しかし一方で、投資されたものが便益としてこれだけあがりますという便益の殆どは、農業法人なり各農家に再配分されるんじゃないかなという素朴な捉え方をしているんです。

農山村振興課：直接的には、山口委員のお話のとおりかもしれません。ただ、将来的に我々が求めている目標というのが、自給率の向上であったり多面的機能の維持だったりします。途中の経緯的には個人の配分も出てきますが、長い目で見るとこれが究極の目的なんです。やっぱり自給率の向上であったり、多面的な機能を果たしていく、こういう農地を日本で維持していかなければいけないと、これが我々圃場整備事業の一つの大きな目的ではないかなと思っているんです。

山口委員：その点よく分かりました。次に、資料の5頁に費用対便益比があります。投下する費用は分かるんですが、便益で2のところは細かく額が載っていますが、誰が算出したのかと言うことと、便益の算出根拠がどうなっているのかと言うことです。例えばここだと1.9と書いてありますけれども、このさじ加減によって大きく比率が変わってきて、どう客観性・透明性が確保されているか、教えて下さい。

農山村振興課：一切私心が入りこめる余地がない形になっております。土地改良事業関係で費用を算出するために土地改良効果の算定マニュアルを用いています。こういう事業をやる、どういう作物を導入するなど、

国から示されているデータ、式、数字が全てありますので、それを機械的に作業して載せているだけでございます。

山口委員：労働力やそういうのも全て、機械的という言葉はやや意味合いが悪いんですが、基準化をして数値を出しているということですか。

農山村振興課：そのとおりです。

山口委員：わかりました。ありがとうございます。

進藤議長：今、委員からお話がありましたが、農業も立派な産業ですから、公共事業の圃場整備は、ある意味では製造業の工業団地の造成と同じような産業振興のための基盤整備と考えられます。いわば、産業振興政策として、それを支援するというので、多い少ないで言えばやや多いような気がします。従来から公金がつぎ込まれてきているわけです。ダムや道路のようなものであれば広く県民に恩恵があるけれども、農業振興は、生産者にだけメリットがあるような気がします。広くマクロ的に考えれば県民にもメリットがあると考えていくしかないのかなと思っております。

質問と意見ですが、5事業とも、「地域農業の発展を目指して」とか、キャッチフレーズというか目的が明記されていて、非常に分かりやすく訴えるものがあって、こういう書き方は大変いいなと思えました。それから、建設の方は別ですが、農業の場合、今説明のあった大仙市太田というのは、太田町の人であればすぐ分かるんですが、こういうふうに明記されていると非常に分かりやすい。資料に、書かれていないものもありますので、表記をしていただきたいと思えます。

それから、今説明のありました2頁の一番最下段、事業効率把握の手法のところですね。そこに目標値 a 70%、達成値 b 91%、その割合が達成率ということで130%と、以下、同じように書かれていましたが、この70%というのは共通しています。この目標値の a 70%というのはどこから持ってきたものでしょうか。それから達成率の意味が分からない。そのところを教えてください。

農山村振興課：どうもすみません。先程の図面関係については、この次までにちゃんと分かるようにいたします。この70%でございますけれども、説明不足で申し訳ないです。農地集積加速化基盤整備事業という事業主旨に合う、少なくともこの加速化基盤整備事業では、集積率が70以上という形の70%でございます。この次の91%というのが先程言いました、今の計画内で28年度までに集積できる集積率ということでございます。もうちょっとこのあたり、書ければよかったですけれども、申し訳ないです。

進藤議長：他の委員の方々、意見はいかがでしょうか。

中嶋委員：新農林水産ビジネスというふうな謳い方をしておられるようですが、やわらかい言葉で言えば新しい農産品ということだと思います。枝豆日本一を目指すというのも分かります。ただ、これはどこでも色々な商品を掲げておやりになっているようですが、それが実際に花開いたというお話はその後あまり聞いたことがありません。むしろ、これだけの謳い文句でおやりになるならば、あとその成果がどういうふうに出ているかということのフォローも、県民へアピールする必要があるんじゃないでしょうか。例えば産地の直売で色々野菜を売っていますけれども、ここの地区はこれがメインなんだという売り方をしているところは一軒もありません。今後こういうふうに色々県がお金を出して推進していくならば、その後のフォローというのも大切じゃないかと思えます。

進藤議長：大変貴重なご意見だと思います。それは、全く至当な意見でございます。作った後、その数年後、あるいは出来てからということになります。こういう成果があったということを説明していく必要は

あるのかなと感じますので、今後役立てていただきたいと思います。

山口委員：それに関連して、先程の説明で新規事業箇所の評価と終了箇所の評価という、別添資料3で書いてありましたよね。この場でも終了箇所、今おっしゃられたような事後評価みたいなもの、ここでもやるんですか。ここではやらないんですか。今回ではなくて、この委員会で。

事務局：この後、第2回、第3回でやることになっております。

山口委員：ということは今ご質問されたことが、この地区ではないにしても今、出来上がってないか、そういう事後の検証作業をやるということですね。

嶋田委員：でも終了評価は10億円以上となると、この辺は引っかからないんじゃないですか。

進藤議長：全てではないですけどもね。それではまだ意見もあると思いますが、他の案件も残っておりますので先に進みたいと思います。

次に建設交通部所管の11件につきまして審議を行います。道路課、河川砂防課の順に説明をお願いいたします。

道路課：道路課長の犬塚といいます。私の方からは道路課所管の7件の中で2件についてご説明したいと思います。1件目は道路改築事業、これ5件あるんですけどもそのうちの最も事業費の多い事業ということでご説明します。また2件目は交通安全事業2件あるんですけども、どちらも同じ事業費なんですけど、その中で事業延長が最も長い事業箇所を抽出しましてこの箇所を説明したいと思います。

まず1件目についてでございます。インデックスの県一新-6をお開き下さい。事業評価調書ですが、事業名が国道道路改築事業です。事業種別はバイパス工事です。路線名が国道398号、箇所名が湯沢市稲庭となっております。事業概要ですが、事業期間が平成23年から29年までの7年間、総事業費23億3,000万円です。事業規模につきましては延長4,530m、幅員が6.5の9.5と書いてありますが、全幅が9.5mとなっております。事業の立案に至る背景ですが、計画区間は幅員が5.5m以下の区間が全体の72%に及ぶことから車両の走行性に支障をきたしている、また、歩道も整備されていないため歩行者は非常に危険な状況になっているということで、通過交通と地域内生活交通を分離するバイパスとして早急に整備することとしております。この内容についてですが、6頁と7頁の写真をご覧になってください。現地の状況写真でございます。左側の真ん中ですけども、このようにバス1台しか通れない道幅の箇所や、また、右の方にありますが、特に冬期において通学の安全上非常に危険な状況となっている箇所でございます。次に、計画の概要ですが、4頁をご覧ください。5万分の1の図面ですが、この図で青と紫の細い線が連なっています。これが現在の国道398号です。左側の方に湯沢方面ということで下の方に栗駒国定公園方向になっております。この区間約10km程ございますが、青色で示す非常に道幅の狭い区間が特に多い、第一期工区と書いてありますが、この区間4.5kmにつきまして、新規要望しているものです。この全体、また二期工事の5.5kmにつきましては、これとは別に、今後この事業がある程度の目途が立った段階でまた新規工区ということでお諮りしたいと考えております。次に、所管課の一次評価でございます。これで総合判定が85点になっております。これにつきましては、右の方にご覧になっていただきたいんですが、二つ目の緊急性のところ特有の課題の有無ということで、老朽橋とか冬期不能区間等というのがあれば10点なんですけど、これがないということでこのポイントが0点になっているため、このポイントが低くなっております。そのため85点にとどまっておりますが、非常に必要性の高い区間と認識しております。この結果から5の最終評価としては、事業の実施は妥当であると判断しております。ちなみに、効率性でございますが、費用便益については1.3ということで総費用の現在価値22億円に対して総便益の現在価値が29億円となっております。

続きまして、県一新-7をお開き下さい。事業名は地方道路交付金事業、交通安全ということで歩道設置



の事業でございます。路線名が主要地方道大曲大森羽後線、箇所名が横手市雄物川町狼沢（おいざわ）と読みます。狼沢（オイザワ）でございます。1の事業概要でございますが、事業期間が平成23年から25年までの3箇年で、総事業費が2億5,000万円となっております。事業の立案に至る背景ですが、車道幅員が5.5mと狭小であり大型車交通量が多く歩道もないために、大型車同士のすれ違いや歩行者の安全等に非常に支障をきたしているということで、早急な整備が必要ということで新規箇所として要望しているものでございます。5頁をお開き下さい。右側に写真を付けておりますけれども、通学状況の写真でございます。一番左上の写真ですが、特に大型車が通る時、非常に危険な状況となっております。右の図にこの赤い線がこの事業区間になりますが、黒い実線の部分あります。この部分はすでに歩道が設置済みでございますので、この箇所の完成により、この地区で必要となっている歩道が全て整備されることとなります。参考としまして、右上に平成元年以来の交通事故箇所を表示しておりますが、非常に件数の多い区間となっております。2頁をお開き下さい。一次評価の内容ですが、90点と評価してございます。これにつきましては、右の表でご覧いただきたいんですが、歩道の連続性で10点満点のところ5点しかございません。これは評価の内容としまして、計画区間前後に歩道がある場合10点ということで、この場合はこれから先の部分は必要ないということもあって歩道がございません。そのため5点にとどまっております。5の最終評価ですけれども、事業の実施は妥当であると判断してございます。以上でございます。

河川砂防課：それでは続きまして河川砂防課所管事業の審議箇所についてご説明申し上げます。今回審議箇所として火山砂防事業1件、通常砂防事業1件、急傾斜地崩壊対策事業1件、地すべり対策事業1件の計4件のご審議をお願いしているところでございます。このうち砂防事業2件中、総事業費が最も高い工区となっております火山砂防事業寺田川と残りの2件中、総事業費が最も高い地すべり対策事業、宿地区の2件についてご説明申し上げます。初めに、火山砂防事業寺田川でございます。インデックス県一新8の7頁をお開き下さい。当該箇所は湯沢横手道路の雄勝こまちインターチェンジのすぐそばに位置しまして、深沢、大滝沢、大沢、田沢の三つの溪流からなっております。1頁をお開き下さい。事業の立案に至る背景でございますが、当溪流は保全対象として特別養護老人ホーム1施設、人家16戸とを抱える土石流危険溪流でございます。流域内では5頁に示しているように、不安定な土砂が大量に堆積しており、今後の豪雨等により土石流発生の危険性が高い箇所となっております。この7月の豪雨では流域内におきまして、土砂の流出も発生してございます。特別養護老人ホーム平成園には災害発生時に適切な避難行動をとることが困難と予想される入居者のいることから、優先的にハード整備を行う必要がございます。事業規模は新規に砂防堰堤4基と既設砂防堰堤1基の補修、それに護岸工として溪流保全工1,170mでございます。事業期間は平成23年度から27年度の5箇年を、総事業費として7億5,000万円を予定してございます。その他、事業費内訳、事業内容、調査経緯等については記載の通りでございます。

次に2頁をお開き下さい。一次評価でございますが、必要性から熟度まで5つの観点で評価を行っております。このうち必要性、緊急性、有効性につきましては、今説明したとおりでございますので省略させていただきます。評価内訳は次の頁のとおりになってございます。効率性でございますが費用便益比、いわゆるB/Cは2.71であり効率性は高いと評価してございます。4頁には費用対効果算出の概要を載せてございます。なお、残存型枠の使用などコスト削減の検討を行いながら事業を実施することとしております。効率性の評価内訳は次の頁のとおりになってございます。次に熟度でございますが、当溪流は土石流危険急流であることが公表されております。また、沢出口に位置します特別養護老人ホームでは、避難訓練を実施するなど当該施設管理者や入居者の防災意識が高いものとなっております。また、当溪流が位置します湯沢市は砂防設備の必要性について認識するとともに関係者に個別説明を行うなど、合意形成がなされております。熟度の評価内訳は次の頁のとおりになってございます。以上、全ての項目におきまして評価点が高く合計点は93点となっております。このことから県民の生命や財産を保全する上で効果が大きい事業箇所であると判断してございます。なお、5頁には寺田川の概要を載せてございます。

6頁をお開き下さい。地すべり対策事業宿地区でございます。当該箇所は旧本荘市から横手市に至る国道107号線沿いに位置しまして、道の駅東由利が近くにございます。1頁をお開き下さい。事業の立案に至る

背景でございますが、当地区は保全対象として人家55戸、災害時要援護者関連施設である大琴診療所、避難所に指定されております大琴生涯学習センター、国道107号等を抱える地すべり危険箇所となっております。5頁をお開き下さい。当地区の地すべりの概要を示したものでございますが、この地すべりは大きく分けまして、ABCの3つのブロックに分かれてございます。写真①～③に示してあるように昨年4月の融雪によりまして斜面頭部の亀裂による土塊移動が発生しまして、一部ブロックにおきまして河道閉塞等の地すべり活動が確認されております。今後、大規模な地すべりが発生した際には多数の人家や施設の被害、さらには緊急輸送路である国道107号の寸断や一級河川石沢川の閉塞等、地域に与える影響は計り知れないものとなることが予想されてございます。このため、優先的にハード整備を行う必要がございます。事業規模としましては、地すべり抑制工として集水井7基、集水ボーリング6,300m、横ボーリング8,800mとなっております。事業期間は平成23年度から27年度までの5箇年を、総事業費として7億円を予定してございます。事業費内訳、事業内容、調査経緯等については記載のとおりでございます。2頁をお開き下さい。一次評価でございますが、先程同様、必要性から熟度まで5つの観点で評価を行っております。このうち必要性・緊急性・有効性につきましては先程同様説明したとおりでございますので、評価内訳を示しているとおりのようになってございます。効率性でございますが、費用便益比は2.89であり、効率性は高いと評価してございます。なお、設計段階からコスト縮減の検討を行い、事業を実施することとしております。効率性の評価内訳は次の頁のとおりになってございます。熟度でございますが、地域住民は融雪に伴う土砂災害を目の当たりにしていることから、土砂災害に対する関心は高いものとなっております。また、当該地区が位置します由利本荘市より地すべり対策事業の実施により地域の安全の確保が要望されております。熟度の評価内訳は次の頁に示したとおりでございます。以上、全ての項目において評価点が高く合計は91点となっております。このことから県民の生命や財産を保全する上で効果が大きい事業箇所であると判断してございます。以上でございます。

進藤議長：ただ今、建設交通部所管の11件のうち4件についてそれぞれ説明をいただきました。このことについて質問・意見交換を行いたいと思います。

中嶋委員：河川砂防の関係で寺田川のお話が今ありましたけれども、あそこにある特別養護老人ホームというのは県の施設ですか。

河川砂防課：県の施設ではございません。

中嶋委員：非常に基本的な質問ですが、あのエリアのロケーションを見て、あの場所に老人ホームを建てれば、今ここに出ているような内容が起こりうるということは、過去にもあったんじゃないでしょうか。

河川砂防課：この老人ホームが開所されたのが平成2年だったと思います。一方、土砂災害の防止法がその後平成13年に施行されまして、新たにそういった危険な箇所に施設を作る場合の法規制がその定められたという背景がございます。従いまして、法が出来る以前の開所でございます。

中嶋委員：わかりました。

山口委員：私も同じようなことを疑問に思いました。老人ホームが13年の法改正で何らかのコントロールを受けるようになったと思うんですが、同じように、氾濫区域内に16戸というのがありますよね。それが保全対象になっています。これもその13年より前にもう開発、建築行為したということなんですか。

河川砂防課：同じ時期にこまち小野の郷ですが、同じ様な時期に開発されまして、確か平成2年でした。その頃から分譲されているという箇所でもございます。

山口委員：感想というかコメントなのですが、ただでさえ秋田県も財政的に厳しい中で、後手に回ってしまえば、どんどんこういう河川の対応とかしなければならず、要するにザルですくっているような状態になってしまいます。都市計画区域外かも分からないし、都市計画としてのコントロールが出来ないにしても、コンパクトシティや財政が負荷がかからない都市作りといったことをやっていかないと、財政的にいくらあっても足りないというのが率直な感想です。直接の担当の話ではないにしても、先手を打って庁内として取り組まないと、とても大変だなという気がしました。

河川砂防課：今、委員、ご指摘のとおりだと思います。

進藤議長：ただいま出された意見は非常に重要な観点だと思います。担当課はまた違うでしょうけれども、建設にあたっては、法に基づいて、あるいは法がなくても指導という形で、危険箇所建物に建物を建てないということを進めていく必要があると思います。

それから、新-6ですね。稲川町のところですが、私は30年前に慣れない道で、勤務中に吹雪のために立ち往生して大変な目にあったことがありますので、この場所は手に取るように分かります。4頁のこの図の中で何をなさるのか。拡幅工事をなさるのか、それともこの堤防のところの赤い線の箇所をバイパスのように強化するのか。今、説明あったのに大変申し訳ないんですが、もう一度確認したい。

道路課：すみません、説明不足でした。先程申しましたように紫と青い線、これで示すところが現在の398号ということで非常に事故が多発して非常に狭隘な区間で交通安全上問題があるということで、その代わりとしまして赤い線をバイパスということで、集落をかわして皆瀬川側の方に沿った道路をバイパスとして整備計画を、立てているところでございます。これが全体で10kmあります。その10kmのうち特に優先度が高い、10kmということになればですね、事業費も多大になりますし期間も長くなります。それで二つに分けるということで、まず一期工区ということでこちらの下の方、4.5kmを今回新規選定ということで諮った箇所になってございます。

進藤議長：わかりました。要するに既存の道路は住宅があって拡幅は物理的に負担が大きいので、今もある堤防の道路を拡幅するということですね。

道路課：その件につきましては、二期工事のところでございますけれども、これについては、議長からお話のあったように、市道が既にここがございます。その市道を拡幅するというので一期工事終わってから事業化を進めたいと思っているところでございます。

進藤議長：よくわかりました。

嶋田委員：それに関連するかと思うんですが、ここだけじゃなく、こうやってバイパスを作る、新しい道路を造るというのは、今までの道路をそのままにしながら工事出来るので楽かなとは思いますが、すごく道路が多くて無駄になっている。新しいところが出来ても、今までのところ、やっぱり道なんですよ。県内に色々そういうところがあります。新しい道が出来て前の道もやっぱり狭いながら残っていると。秋田県は土地がいっぱいあるのかも知れませんが、土地利用でもったいないようなところが様々あり、そしてまた、例えば多分今こういう工事をなさるとすれば、一期工事が終わって繋がなければいけない訳ですよ。そして二期工事が全部出来てということになるのではなく、それとも二期工事の方は道路が既にあったらいいか。

道路課：この箇所につきましては、二期工事のところは、今、市道という形でほぼこの形が出来ておりま

す。それを利用して拡幅するような形で進める、将来の話ですけれども、そういう計画で思っております。

嶋田委員：それにしても、通り過ぎるだけの車は、新しい道を通ると思うんです。でも、町中に用のある車は今までどおり通るし、またそこを子供達を通る。そして雪がある時はやっぱり狭くなるということで、今までの危険な箇所が果たしてどのくらい解消されるかなということが気になるんです。

道路課：バイパスにするか現道拡幅するかというふうなことは、実際に工費がかかる、どの程度かかるかどうかというふうな観点ともう一つ、道路の重要性というのがございます。この398号というのは、国道です。重要な幹線道路です。皆瀬から県境に抜ける道路でもございますので、広域的な観点からやはり現在の道路から外した形で行った方が路線の性格上はふさわしいというふうなことで計画してございます。また、こういうバイパス作りますと大型車とか、これ完全にバイパスの方通りますので、そういった交通量が大型車が少なくなって交通量も少なくなるということであれば、現在の道路は日常の毎日使う足下道路という形で使ってもらう分には危険性はかなり回避されますので、そういった形でバイパスというふうなことを計画してございます。

進藤議長：今、課長さんから説明あったとおり、新しいバイパスがあれば大型車はそちらを通るということで、町の中の危険解消の効果は出てくると思います。

大島委員から何かありませんか。一通りお聞きしたいと思っておりますので、どこの部分でも結構です。

大島委員：県一新一6のところ、バイパスを作るということなんですが、内容にはバイパスの他に生活道路の整備と書かれてまして、生活道路の整備は、バイパスが出来てからというご説明だったんです。でも、資料には、夏にしても冬にしても子供達が道路を走る車とすれすれのところを歩いている写真が、たくさん載せられています。バイパス、車の流れを良くすることが優先なのか、それとも子供やお年寄りが安全に通行できるようにすることが目的なのか、どっちもあると思うんですけれども、県としては、どのような優先順位でこの計画を推し進めているのかなというのを感じました。

2件目に、雄物川流域の小中学校への通学路の設置なんですけど、吉田小学校へのアクセスというのが多分この地図5万分の1だと思ってしまうんですけれども、資料は県一新一7の4頁です。おそらく歩道があるところから吉田小学校までは少なくとも1.5kmぐらいあると思うんですね。ここだけ通学路の整備が除かれているのは何か理由があるのかなと思ひまして、まずはその2点をお教えいただければと思います。

道路課：最初の一点目の6の方ですが、我々の方としては歩行者の安全と通行車両のスムーズな走行の双方がこのバイパスの整備によって叶えられるんじゃないかと考えております。というのは、大型車とか通過交通、更に栗駒国定公園の方から車が来ます。そういった通過交通が、完全にこの地区からバイパスに移行するということになりますと、当然通学路として使っている子供達も、そういった車の危険に遭う状況が少なくなるんじゃないかと考えております。もう一つの歩道設置の方ですが、市からいただいた資料でございまして、今、計画に挙がっている歩道設置、歩道設置済と歩道計画のあるところを示してございます。確かに吉田小学校とか田根森小学校の直接学校に行く道路はございませんが、これはすみませんが市からの方の資料ということで提供いただいたものでございまして、それを参考にさせていただきたいということで載せたものでございます。

渋谷委員：基本的なことを教えていただきたいんですが、こちらの建設関係の要望はどこから挙がってくるのか。市町村から挙がってくるのか、それとも県が色々な調査をもとにこうした方が良く計画を立てているのかというのを教えてください。それから、稲川町のバイパス、色々県内でもバイパスを作って交通関係が整備されてきておりますが、既存の商店街通り、バイパスが出来たことによって例えば大曲地区だとバイパス沿いにジャスコが出来て、駅前周辺が空洞化になってきているということもあります。そこらへんは

商店街さんとの話し合い的なものがあるものかどうか教えてください。

進藤議長：少し道路から外れるものあると思いますが、可能な限りお答えいただければ。

道路課：どういったことで要望箇所と位置づけられるかということでございますけれども、様々な形がございます。町内会から直接くる場合もありますが、主に市、市町村レベルから我々の方に要望がきまして、それを整理して我々の方で優先順位を決めるというふうなことで進めています。それが主な進め方でございます。もう一つ、バイパスの件ですが、これについては直接商店街とかそういった関係者にバイパスの細かい良し悪しについて、問いかけるのではなくて、我々の方としてはバイパス事業をやる場合、この地区全体でこういった道路を今計画していますよということを地元にご説明して、その賛同を得て進めるということで事業を進めてきたところでございます。

進藤議長：よろしいですか。沼倉委員は何かあればお願いします。

沼倉委員：全体のことでよろしいでしょうか。挨拶の他は今日、今、初めて発言をするんですが、最初この資料をいただいた時に、この資料を読んだ限りでは全体像が分からないというか、要するにどの事業を見てもこれは必要でやるべきことだろうなというように感じました。農業の方も建設業の方も、どちらも出来上がったものを見させていただくと、どれもこれも必要なものなんですね。そういったものだけを見させられてどうやって評価するんだろうというのは、実は私、疑問に思っていて、それでそういったものを拝見していくらか分からないところ、特に私なんか建設関係のことについて専門的な知識を持ち合わせているわけではないので、ここが分からない、あそこが分からないという質問をして、それに対して答えていただいて、質疑応答があってそれだけで終わる委員会であれば評価にならんだろうなというのを実は心配してはいたんですが、今まで委員の方々が大変広い視野に基づいて色々ご質問があったので、そういう危惧というのは必要なかったなというように感じています。ただ、こういった資料をいただく時に、全体の中で今回行のはどの部分であって、当然予算の制限とかそういうのがあるのでここまでは今回やるけれども、こちらの方は次年度にするんだとか、今回このところが駄目だったのはこういうような判断をしたからですよというのを示されれば、評価をする時にその評価の仕方としては県民の視線からするとおかしいのではありませんかというのが、もしかしたら出るかもしれない。ですから、出来上がったものだけではなくて、それ以外のものも我々の視野に入るような形で資料を作っていただければ、議論をする時により良いのではないのかなと。

それからもう一つ。この事業を行う時点で危惧される問題点というのはないのでしょうか。色々な事業があってその事業を行っていく。必要性は分かる。予算もこれくらいだと分かる。こんなふうに進めていって皆さん出来上がると喜ぶというのは分かるんですが、その問題を進める時に、実はこの事業に関してはこういう点で問題点があって、そのことについて我々はこう考えているというようなご説明があれば、我々は一般県民の視点で、専門家の方は専門家の視点で、お話出来るのではないのかなというように感じました。

進藤議長：大変貴重な、また基本となるご意見ありがとうございました。この委員会の名前が評価になっています。この評価という言葉が大変気になるところですが、この委員会は色々な意見を出していただいて、当局では、外部の意見として聞き、考えてもらいたい。場合によっては修正等を加えていただきたいと思います。今日は新規の案件ですが、継続案件や終了案件については、また色々な意見が出されると思います。また、問題点というご発言がありましたが、例えば一例として、環境に対する配慮ということで、農業であれ、道路であれ、ダムであれ、砂防であれ、色々あると思います。緊急の災害復旧は急いでやらないといけないんですが、その他のものであれば、いわゆる環境に対する配慮をどうしているのか、あるいは問題点があるのじゃないかというような議論も従来は度々なされておりましたし、今後もあると思います。ただ、分かりやすく環境ということを出しましたが、必要性、熟度、そういうことを総合的に判断して、今

やらなければいけないということで計画にのぼっているわけです。

県側：ただいま頂戴した意見なんですが、新規の箇所評価の中ではそういう話はないんですが、継続評価の方で前回の新規箇所あるいは継続といっても2回、3回と繋がる場合もありますので、そういう継続の評価の中で委員の方々からいただいた意見を記載する箇所というのがございます。それに対してどう対応するかというふうなことも書く欄というのが設けられております。そちらの方でいただいた意見が活かされていますよということを確認することも出来ます。今回、新規箇所ですのでその欄は設けられてはいないんですけども、いただいた意見は各新規事業あるいは継続事業、終了箇所事業の中で次回に生かすような取り組みという形で取り入れさせていただいております。

進藤議長：加賀谷委員、何かございませんですか。

加賀谷委員：建設関係の全般について読ましていただき、話を聞いて感じたことです。専門的になるかも知れませんが、構造物を新しく造ると、造ることにばかり目が向けられてしまって、出来た後どうやって維持管理していくかということについてあまり目が向かないことがあります。しかし、最近はトータルコストの考えに基づいて、出来た後、維持管理していくのにどのくらい費用がかかるんだということも考えて構造物を造っていきましょうというように、だんだん変わってきているところです。今日、出されました11件、新しく造るということでしたが、様々なタイプの構造物があるわけですが、これを造るにあたって、フィロソフィーとしては、一度作ったものを長く使っていくということ、数年で壊れてしまって、すぐまた新しいものを作るという時代はもうなくなったし、そういうお金もないはずですので、長く使っていくという観点に立ちますと、構造物はやっぱり維持管理しやすい構造物を造るということも非常に大切です。必要性はだいたい分かったんですが、維持管理しやすい構造物を造っていくということについて、検討されたのかどうかということをお知らせいただければありがたいんですが。どちらの担当者の方でも結構です。

進藤議長：建設全般についてということで、維持管理の問題等についての検証はあるいは検討がどういう形でなされているかということが中心だと思いますが、お答えいただきたいと思います。

道路課：先程の質問でバイパスの話がありましたが、以前は確かに二者選択ということであれば、出来るだけバイパスにしていこうということが優先された時代もございます。今、確かに道路がどんどん増えていきますので、道路については出来るだけ現道利用という観点で、今あるものを使っていくということを優先する考え方が徐々にではありますが、大きくなってきております。今回の398号につきましては、やはりコストの面で、現道より格段にバイパスの方が有利だということもあり、先程の広域的な観点と費用の面でバイパスという方向になりました。ですが、全体の流れとしてはやはり現道を出来るだけ使っていこうという考えでございます。また、構造物を作る際は、色々な工法、当然耐用年数が長くて、維持コストがかからない、それらの観点を吟味し、重視した設計を、個々にではございますけれども、加味してございます。

進藤議長：ありがとうございました。

加賀谷委員：わかりました。県で管理している構造物については、点検していると思うんです。そういう点検データを新しい構造物に生かすようにしていただければ非常に効率的と思ったもので発言させていただきました。ありがとうございました。

進藤議長：各事業の評価調査書に、総合政策課長の2次評価と財政課長意見が書かれています。財政課長の意見で費用対効果、あるいはコスト削減、軽減についても十分配慮するようにと出てくるのですが、可能な限り、工法も含めて、いづらかでも効率的に、低コストのものを採用するとか、コスト削減に取り組む必要

があると思います。

それから、新17の主要地方道大曲大森羽後線というのはよく聞く名前ですが、これを造るのは県なんだろうが、管轄はどこなのか。造る過程とそれから出来上がった後の管理ということで両面あると思うのですが、この主要地方道大曲大森羽後線というのはどこが管轄するんですか。

道路課：県道には2種類ありまして、主要地方道と一般県道の2種類ございます。どちらも県道で、県が作って県が管理しています。

進藤議長：一例ですけれども、先日、雄物川郷土資料館に秋田から高速道路に乗って行ったことがあります。大曲インターで降りて、そこからこの道路を南下している間に、道に迷ってしまった。道路標識に、例えば、至横手市と書かれても、大きすぎて分からない。もう少し具体的な町名みたいなものを表示してもらえば、分かりやすい。そういう配慮がなされれば、もっと道路の利便性が増すのかなと。一回行った道は分かりませんが、初めての道路に行くと、そういう配慮が欲しいと思いました。造る方も大切ですが、ソフト面で、出来上がった道路管理を利用者の目線で考えてもらえばいいと思います。運転が下手なことに加えてカーナビがないことが主因かも知れませんが。

他の委員の方々、時間になりましたが、他にご意見ございませんか。

山口委員：先程意見があったのと同感で、こうやって議論していく中で、県の新たな事業箇所を第三者の目で検討していくということは、意思決定の透明性、プロセスの開示という点では大変意義のあることだと思います。しかしながら、これだけ膨大な量を全て私は理解してはいません。評価に関する条例を読んだら、この専門委員会で、最終的に議決をして諮問に答えるというようなことが書いてあって、どういった形で議決するのでしょうか。問題ないということで、皆さんよろしいですかということで議決を採るのか、それとも賛同しますかということで議決をするのでしょうか。つまり、その時の態度表明が非常に微妙になってきて、率直なところ私は今日の議論の中の限りにおいては、特段の問題を感じてないということで、それに対しては賛成という手は挙げるんですが、この全部16件について認めますかと聞かれたら、責任を持って認めるとはとても言えない立場で、その辺りどういうふうに議決をとっていたのでしょうか。

進藤議長：今、これからそれをお願いしようと思ったんです。山口委員の言うように、私自身もいつもそこは、苦慮しているんです。説明も抽出してやったものですから、全部理解、あるいは納得するということは容易でないと思います。しかし、ここは、県議会のような議決機関ではありませんし、あくまでも行政当局が立案したもの、あるいは進めているものに対して、外部の目で意見を言う。色々な意見を出してもらって、それを参考にして貰う。委員会の締め方としては、色々な意見を出した上で、それらを踏まえて県の対応方針、例えば2頁の最終評価に対して、異議なし、よろしいということで、県の対応方針を可としますということです。条例に基づき、県知事から本委員会に諮問があった公共事業箇所評価について吟味して答申する流れになっています。もちろん、それについて、例えばこれとこれは良いけれども、この案件については更に時間をかけて本委員会として審議したいということで、次回、重点的に審議した上で態度を決定すると言う答申もあり得ます。あるいは、この事業については県の対応方針を否とすると意見が多数である、ということもあり得るわけです。諮問に対する回答という形での答申ですので、そういう形で会議を締めました。

嶋田委員：今回とりあえずは良いんじゃないかと思うんですが、今後のために、例えば県新15の橋ですね。この橋の写真を見ると、「わー、こんなとこ車通ったら怖いな」と思います。ただ、先程も出ましたけれども、じゃあ他の橋はどうなのかと、この橋が一番悪いのかっていうところが非常に引っかかります。ここは事業に5年かかるんですね。他の悪いと思われる橋の中で、これがこれだからというものを見せていただければ非常にいいんじゃないかなと思います。それから、ちょっと前に戻りますが、基盤農地集積の基

盤整備事業の中で、集積率という言葉があるんですね。何かよく分からないでいたんですが、冷静に考えれば、ある法人が全部そこをやるということのように思えるんです。それが放棄地になれば確かに悪いのかもしれませんが、今までやっていた小規模な農家が、今後もその状態でやっていきたいと言うと、集積率は下がるんですね。集積率が高ければ良いようになっているところに引っかかりがあります。

進藤議長：私あまり回答する立場にないんですが、農地整備の方はやはり効率と言うか、要するに今おっしゃられた放棄されればそれで終わりだし、放棄しないまでも生産性という面では、やはり一定の規模での生産性の上がる農業をしないことにはやっていけないと思います。個人の意志を無視しないような話し合いが必要でしょうが、ギブアップする前に考えていかなければ、他県にも他国にも勝てないんじゃないかと個人的には考えておりました。

山口委員：先程のお話で議長から、答申の経緯をご説明いただきました。議論が白熱して、市民サイドから見ると、これはとても問題があるという議論になる可能性はなくはないと。まずはないと思いますが、なくはないと。それはそれで、その時の議決の仕方はあるかと思えます。今回のような場合、特段今のところ見た限りにおいては問題はない。納得できる。しかし、一つ一つのことについてはチェックしていないわけで、それも含めてこの専門委員会で良しとするのはいかがなものかと。そういう点で言うと、先程申しましたように、時間も限られている中で、この議論においては特段の問題はないとする言い方が私は一番正直な言い方ではないかと思えます。というのはもしも何かあった時に、「いや、委員会でも認められているんだ」という話になりますよね。第三者チェックを入れているんだと。その時に我々は返す刀でちゃんと議論していたのかと問われるわけで。この会議をするために多大な労力を多分行政の方やっておられるわけで、それに対してやはり誠実に答えるとしたら、今の言い方になるんじゃないかなと私は思います。過去になかったかもわかりませんが、それは過去がおかしかったと率直に思っておりまして、自分が取れる責任において態度表明をするとなると、私はそうなってしまいます。その辺りの感覚といいますか、その辺りについて議長なり皆さんのお考えなり、あるいは行政の方のご意見等お伺いしたいなと思えます。

進藤議長：時間オーバーしてしまいましたので用事のある方は退出して結構ですが、この委員会の位置付け、あるいは責任という言葉も出ましたけれども、事務局の方で、今の委員の考え方に対してご回答あるいは認識について説明いただけますか。

事務局：確かにおっしゃるとおり、委員の方々には非常に事業の規模としても金額も大きいですし、期間も長い。県民に与える影響も非常に大きいという事業をご判断いただいている、非常にご難儀な判断をお願いしていると思います。その中でも確かに時間の制約のある中で16件の事業から抽出して5件の説明だけをさせていただくというやり方については非常に失礼かなと、申し訳ないなというところもあります。ですが、諮問に対する回答として、これは時間の制約があったのでその中でしか回答は出来ませんということであれば、この会議をもっと長くするというふうな対処方法を取るしか方法はないのかなと考えるところです。こちらの説明が、要は足りないということ、委員の方同士の審議の時間が足りないというお考えなのではないかと思えますので、そこは時間を取らせていただきたいと思えますので、時間的な制約があった中でこの回答ですというのは避けたいな考えるところです。不明な点あれば、審議の時間は取らせていただくという形で対応したいと思えます。

進藤議長：先程も申し上げましたが、本委員会は、県議会のような議決機関ではありませんし、この案件はストップという最終権限は付与されていません。そういう責任と言うことではなく、専門家も含め、外部の目から率直な意見を出し合うという場ではないかと思っています。今、時間という問題もありましたが、無限の時間というのではないわけで、また、ホームページ上でもオープンにされるようですが、この委員会の中でこういう話がなされたということをお明らかにすることが大切なのではないかと。今回は11件については



説明もなく判断するというのは、問題があるのではないかという意見もありますが、私はそんな位置付けで考えておりました。

中嶋委員：今の件で、事務局にもまた議長さんにもお伺いしたいんですが、ここに出てくる事業立案に至る背景というのは、各市町村から出てきたというお話でしたよね。それに対して県がどう思っているかということのコメントというのは、この背景の中に入っているのですか。と言うのは、今日この場で私共が評議させていただくのが、ただ市町村からきたやつを良い悪いと評議するだけなのか、県としてこう思うのでこのように計画を立てましたということについての評議なのか、その辺はどうなんですか。

進藤議長：市町村には限らないと思いますが、例えばそれぞれの2頁ご覧いただければ、事業の概要に事業立案に至る背景が説明されていると思います。それを踏まえて、この事業を県の担当部が立案して計画を立てる。今回の場合は、計画を実施するという段階。既になされた事業でもこの評価委員会にかかるものもあります。今回はすべて新規事業ですので、こういった背景に基づいて必要性等を分析した上でやる、そのためには外部の意見も聞きたいということだと思います。当然やるという県の意志はここに現れていると思います。

中嶋委員：例えば、建設関係で言いますと、ふるさと秋田元気創造プランの何々の部分で県としてそれを支えると言うならば、そのふるさと秋田元気創造プランのどういう部分でこの工事の計画を進めておられるのかというのは分からないんです。その辺をお伺いしたいんです。それに対して我々が評議をさせていただくというのであれば分からないでもないんですけども。

嶋田委員：出来れば今後、資料を送っていただいてから会議までの間に委員から質問を集めてみれば、この事業について説明が多いのでそれについて説明するとか、そういうような形はどうでしょうか。時間が長くても、なかなか難しいと思うので。

山口委員：先程の県のお考えで時間内でどうこうという、会議の進め方の問題ではないと思っています。延々と議論をすることが出来るわけがない。そちらも無駄な時間になると率直に思っています。そういう意味で、しかしながら、じゃあこの議論していないのを認めてくれというのは、要するに同じようなことなので私たちが信用してくれという論法でしか「いいです」とは私は言えないわけで、それはおかしいと思います。そういう意味において、私は本日会議の議論内において問題ないとするとかですね、要するにそれは作文上の話なんですけれども、要するにリアルにお互い納得出来たのは、今日挙がった素材の議論内容がお互い了解して問題ないということははっきり確認出来たと思うんです。しかしながら、その他の事については率直に言って、良いものだと思える内容であるとは言えないと思うんです。ですからあくまで今、本日会議の議論内において特段の問題はないと認めると、そういう言い方でお互い納得出来ないのかなというのは具体的な提案です。もう言葉の作文の問題です。ただし、それは非常に緊張関係があります。

進藤議長：例えば、このようにお諮りしようと思ったんです。山口委員に対する回答にもなると思いますので、申し上げます。意見が出揃ったというのは、やや形式的ですけども、「意見が出揃いましたので、委員会としての意見を集約します。本日、出ました各委員の意見を県が、今後業務を行う上での参考としていただくものとし、県の対応方針を可と決定してよろしいでしょうか」と従来はお諮りしてきました。異議なしであればそれで終わり、異議ありということであれば先程言いましたが、どこがどういうふうの問題があるのかということのを附帯的に答申することもありうる。要は、まさに言葉で言うと山口委員の言う意味と一致すると思うんですが、本日の議論の限りにおいて、県の業務を行う上で各委員の意見を参考にさせていただくということで県の対応方針を可とする。この委員会の決議としては可とするということだと思います。

加賀谷委員：答申ですから、それでいいんじゃないでしょうか。この委員会ではこういう意見が出ましたよということを県に答申するわけですね。その答申を参考にして県は対応すると、こういう意見もあったと。それを今後の事業に対応させるということですね。それでいいと思います。評価という名称になっているので、評価と言われるとこれは良い、あれは悪いというのが評価でしょうから、これはAこれはBとやるのが評価でしょうから、そうすると我々にあまりにも荷が重すぎるし、全部知っている人というのはいませんから。答申という形で、今後の事業展開に生かしていただくということで良いと思うんですが。

山口委員：確認させて下さい。条例では議決という言葉があるんですが、言葉の話なんです、今おっしゃられたように答申という形で議決するということですね。先程議長が話されたことは、今後県がそれを反映していただくという願望、メッセージを込めて可とすると、あくまで審議委員会がこれを全部を可としたという意味ではないんだというニュアンスですね。希望的なことを入れた可ですね。その辺りは厳密に重要だと思います。

事務局：今日いただいた委員の皆様のご意見も当然ながら議事録としてまとめさせていただきまして、全ての委員の方々、今日出席していただいた方々にお送りし、確認させていただきます。それをホームページにアップしまして、委員の方だけではなく、一般の方々、県民の方々にも参考にしていただくという形で委員のご意見を広く知らしめさせていただきたいと思っております。皆さんの意見を事業に反映させていただくと考えております。

進藤議長：次回以降については、事務局と打ち合わせして会議の運用をスムーズに行いたいと思いますが、本日の会議は、先程も申し上げましたが、これまでの意見集約として、県の対応方針を可とするという形で答申したいと思いますのでそれでよろしいでしょうか。それではご賛同いただいたということで会議を閉じたいと思います。

事務局：進藤委員長様、どうも長時間に渡り、ありがとうございます。他の委員の皆様からも貴重なご意見をありがとうございます。先程申しましたとおり、本日の議事録を事務局で作成させていただきます。それを委員の皆様方に送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。ご確認後にホームページにアップさせていただきますので、よろしく願いいたします。あと、次回の開催予定ですけれども、例年年3回ほど開いております、今回新規事業をやらせていただきましたが、次回継続事業、終了事業も出てくるかと思っておりますけれども、10月末から11月の初旬位を考えてございます。委員の皆様のご都合もあろうと思っておりますので、改めて後日、日程等の調整をさせていただきたいと思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

それでは今日の委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。長時間に渡り、どうもありがとうございました。